

核物質防護に関する不適合情報

2026年7月21日(火)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 1件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	手荷物検査場に配置されていた警備員AとBが立入制限区域と周辺防護区域の区域境にあるゲート越しに物品(紙ファイル)の受渡しをしていることを警備員Cが確認した。 調査の結果、警備員A・Bは、当該物品は入域時に手荷物検査済みだったことから、ゲートをまたいでの受渡しも問題ないと誤認していた。 対策として、注意喚起を掲示し、関係者へ周知を実施した。 なお、直後に警備員Cからの指摘を受け、正式な手順で物品の持ち込みを行っている。	2026/6/11	